

住民等への情報伝達・発信等（災害時）

【基本的事項】

災害廃棄物の処理にあたって住民等へ伝達・発信すべき情報は、対応時期によって異なる。対応時期は、「災害初動時、災害廃棄物の撤去・処理開始時、処理ライン確定～本格稼働時」の3つに分けて考えることができる。これらの対応時期に適正な情報の伝達・発信を行い、住民等の混乱を防ぎ、迅速に対応することが必要である。

対応時期	発信方法	発信内容
災害初動時	・自治体庁舎、公民館等の公共機関、避難所、掲示板への貼り出し	・有害・危険物の取り扱い
	・自治体のホームページ	・生活ごみやし尿及び浄化槽汚泥等の収集体制
	・マスコミ報道(基本、災害対策本部を通じた記者発表の内容)	・問い合わせ先 等
災害廃棄物の撤去・処理開始時	・広報宣伝車	・仮置場への搬入
	・防災行政無線	・被災自動車等の確認
	・回覧板	・被災家屋の取り扱い
	・自治体や避難所等での説明会	・倒壊家屋の撤去等に関する具体的な情報 (対象物、場所、期間、手続き等) 等
・コミュニティFM		
処理ライン確定～ 本格稼働時	・災害初動時と災害廃棄物の撤去・処理開始時に用いた発信方法	・全体の処理フロー、処理・処分先等の最新情報 等

図 1 対応時期ごとの発信方法と発信内容

【留意事項】

対応時期ごとに情報の伝達・発信するうえで留意する事項について以下に述べる。

(1) 災害初動時

- ・優先して伝達すべき情報（被害状況や余震、安否確認、避難所や救援物資支給）の周知を阻害することや、多種の情報を提供し、混乱を招かないように配慮する。
- ・対応する職員によって提供する情報や用語に齟齬がないように、Q&A 集などを作成し、情報の一元化に努める。
- ・どの時期にどのような情報を伝えるかの大まかなロードマップを示す。

(2) 災害廃棄物の撤去・処理開始時

- ・具体的な取り扱いが決定しない段階では、住民側に対して当面の対処方法について明示する。
- ・仮置場の位置や搬入時間、搬入車両制限等の具体的な指示情報を発信する。
- ・被災現場での初期分別及び仮置場での分別・整理のため、計画するフローに沿った分別の手引きを、写真やイラストを用い、誰にでもわかりやすいものを作成する。

(3) 処理ライン確定～本格稼働時

- ・仮置場への搬入に関する通行禁止・不可ルート等を明示し、円滑に処理できるよう住民及び事業者に対して協力を要請する。

(4) 全般

- ・情報発信時には、発信元及び問合せ先を明示する。
- ・外国人に向けて、外国語版のチラシを作成する。
- ・障害者や高齢者に向けて、多種多様な情報提供手段を準備し、被災者全体への情報提供に努める。